

産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 佐賀県佐賀市大和町大字久留間3180番地4

氏 名 株式会社谷田建設 代表取締役 谷田 将拓

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日 令和 7年 6月14日

許可の有効年月日 令和12年 6月13日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）（これらのうち自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上14種類（積替え・保管行為を含まない。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件 無

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 6月14日 新規許可
平成17年 6月14日 更新許可
平成22年 6月14日 更新許可
平成27年 6月14日 更新許可
令和 2年 6月14日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無